

令和元年5月11日現在

機関番号：34303

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26370765

研究課題名(和文)鎌倉真言派の基礎的研究に基づく鎌倉幕府像の再構築

研究課題名(英文) Reconstruction of Kamakura Shogunate statue based on the basic study on the Shingon School in Kamakura

研究代表者

平 雅行 (TAIRA, Masayuki)

京都学園大学・人文学部・教授

研究者番号：10171399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は源頼朝の寺院政策を明らかにした。

(1)1182年に源頼朝は従兄の寛伝を日光山別当に迎えたが、これは御家人同士の抗争を沈静化させるためであった。寛伝は1196年に頼朝の支援をうけて大鐘を鑄造し、7ヶ月をかけてそれを高野山に運びこんだが、この大鐘の搬送は西国の守護体制の整備に寄与した。(2)1194年、源頼朝は醍醐寺の勝賢に鎌倉幕府の護持祈禱を依頼した。これにより勝賢一門は鎌倉時代末まで幕府の護持祈禱を行った。(3)源頼朝は仁和寺御室守覚に依頼して、自分の護持僧の性我に伝法灌頂をうけさせた。

このように源頼朝は京都の仏教界との融和を図っており、東国仏教界を自立させようとは考えなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

かつて佐々木馨は、鎌倉幕府は京都とは異質な宗教体制を東国に構築したと主張した。この学説は東国国家独立論とも相俟って、大きな注目をあびた。それに対し本研究は、東国仏教界が京都を中心とする仏教界と有機的なつながりをもっており、全体的には後者の秩序に包摂されていたことを、具体的事実を掘り起こすことで明らかにした。

また、鎌倉幕府の御家人制については精緻な研究がなされている。しかし、幕府の主従制編成は僧侶の世界にも及んでおり、その主要な僧侶だけで400名に登る。本研究は、幕府と主従関係を結んだ僧侶を「幕府僧」と概念化し、その実態解明を着実に進めることで、鎌倉幕府像の再構築に迫ろうとするものである。

研究成果の概要(英文)：This study clarified that Minamoto Yoritomo adopted a new temple policy.

(1)In 1182, Minamoto Yoritomo invited his cousin Kanden to the chief of the Nikko San Temple, in order to calm down the rivalry between warriors over Nikko San. In 1196, Kanden cast a large bell and took it to Koya San for seven months with the support of Yoritomo. The transportation of this bell contributed to the establishment of the Shugo system in the West. (2)In 1194, Minato Yoritomo asked Shoken, a priest of Daigo-ji Temple to pray for the peace of the Kamakura Shogunate. This led to Shoken and his successors praying for the peace of the Kamakura Shogunate until the end of the Kamakura period. (3)Minamoto Yoritomo asked Shukaku, a priest of Ninna-ji Temple to teach Esoteric teachings to Shoga who was a vassal of Yoritomo.

As such, Minato Yoritomo is trying to harmonize with the Buddhist world in Kyoto, and was not thinking about trying to make the Eastern Buddhist world independent.

研究分野：日本中世仏教史

キーワード：鎌倉幕府 鎌倉真言派 東寺 仁和寺 鶴岡八幡宮 源頼朝 将軍護持僧 醍醐寺

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) かつて黒田俊雄は、朝廷が中心となって構築した宗教秩序を顕密体制と名付け、鎌倉幕府も基本的に顕密体制を維持・擁護した、と論じた。それに対し佐々木馨は、顕密体制は西国の宗教秩序であり、東国では幕府を中心に別の宗教秩序が構築されていた、と批判した。佐々木の学説は東国国家独立論と通じるところがあり、その主張は大きな注目をあびた。こうして東国仏教の実態や、幕府の宗教政策を解明することは、中世仏教史のみならず、中世国家論とも関わる重要な課題となった。そこで本研究は、顕密体制と東国仏教界との構造的連関や、権門寺院と鎌倉幕府との関係を、鎌倉真言派の検討を通じて、新たな実証水準で明らかにしようと考えた。

(2) 東国仏教については、これまでも鶴岡八幡宮や走湯山・善光寺など個別寺社の検討が進められてきた。しかしそれは、全体像を欠いた個別研究に留まる。かつての中世仏教史は全体的視角を見失ったまま、個別宗派史の発展論に終始していたが、今の東国仏教研究はそれと同じ難点を抱えている。本研究によって、鎌倉幕府の宗教政策の全体像とその歴史の変遷を明らかにすることができたなら、個別寺社の動向を、全体との関わりのなかで捉え直すことが可能となる。

### 2. 研究の目的

鎌倉幕府は御家人だけでなく、膨大な数の僧侶をその内部に編成していた。本研究は、これまで筆者が行ってきた鎌倉山門派・鎌倉寺門派の研究を踏まえ、鎌倉幕府による真言系僧侶の人的編成の実態を解明することを目的とする。具体的には、鎌倉で活動した個々の真言僧の事蹟を復元することによって、(1)鎌倉幕府が東国で展開した真言宗政策、(2)東寺・仁和寺・醍醐寺など畿内真言系寺院に対する鎌倉幕府の政策を解明したい。

以上の作業を通じて、東国仏教界と、京都を中心とする顕密体制との有機的な連関を明らかにするとともに、鎌倉幕府の宗教政策の時期的変遷を解明したい。

### 3. 研究の方法

(1)本研究の独創的なところは、鎌倉で活動した僧侶の事蹟を手がかりにして、鎌倉幕府の宗教政策を検討する点にある。幕府の宗教政策を解明するには『吾妻鏡』が根本史料となるが、史料の信憑性に難があるうえ、記事は1266年で終わり、4割以上の時期が空白である。幕府の宗教政策を通時代的に展望するには大きな史料的制約がある。そこで、京都の日記史料や仏教関係・美術関係史料を積極的に援用することで僧侶個人の事蹟を解明し、その作業を通じて幕府の宗教政策を明らかにしようとするものである。

(2)鎌倉幕府は自由昇進を禁じて、御家人が幕府の了解なしに朝廷と主従関係を取り結ぶことを禁止した。ところが幕府は御家人だけでなく、鎌倉の顕密僧にも自由昇進を禁じた。幕府の主従制編成は武士だけでなく、僧侶にも及んでいる。そこで本研究では、鎌倉幕府と主従関係を結んだ僧侶を「幕府僧」と概念化し、その実態解明を進めた。本研究によって鎌倉幕府論は、武士論に留まらない奥行きと広がりをもつことが可能となるだろう。

(3)鎌倉時代では、京都と東国の仏教界は有機的・構造的につながっており、朝廷・幕府の宗教政策は複雑に入り組んでいる。たとえば幕府僧は、東国だけで活動したのではなく、京都に逆流して東寺・東大寺・醍醐寺・大伝法院などの権門寺院長官に就任している。京都における幕府僧の実態を把握することは、鎌倉幕府・朝廷の宗教政策を検討する上で、不可欠の前提となる。本研究によって、鎌倉時代の東国仏教界が地域仏教の枠組みでは捉えられないことが明らかになるだろう。

### 4. 研究成果

(1) 鎌倉山門派や鎌倉寺門派に比べると、鎌倉真言派に関する史料は非常に豊富である。それだけに本研究は、困難ではあるが、仏教と権力との相互関係をより深く検討することが可能ということになる。また、今の研究段階においては、実証的な個別研究を積み重ねてゆくことがきわめて重要である。そのため、個別モノグラフの積み重ねに全力を傾注した。とはいえ、これまでの研究をもとに、中間報告的ではあっても、新たな全体像の提示を試みることに留意した。

(2) 論文「鎌倉幕府の東国仏教政策」では、これまでの東国仏教研究の成果を概括するとともに、以下の事実を指摘した。鎌倉山門派が勝長寿院別当を100年以上にわたって独占しており、鎌倉幕府が反延暦寺政策を継続的に採った事実は存在しない。鎌倉幕府は東国に新たな戒壇を設けておらず、東国仏教を自立させる意思をもたなかった。東国仏教界は全体的に京都を中心に構築された顕密体制に包摂されており、東国仏教の自立は観応の擾乱以後のことである。鎌倉幕府の宗教政策は、寛元・宝治の政変とモンゴル襲来によって、2度大きく変化した。鎌倉後期の幕府は、その下に顕密仏教と禅律を併存させたが、この併置政策は室町幕

府に継承されていった。

(3) 論文「源頼朝と京都の真言高僧 - 俊証・覚成・勝賢 - 」で、以下の事実を明らかにした。

1189年8月、源頼朝の要請によって東寺長者俊証・覚成が奥州藤原氏の調伏祈禱を行った。その後、朝廷が奥州征討を追認したため、その祈禱は公請と認定され、彼らは朝廷から勳賞を与えられた。このように奥州調伏祈禱とその勳賞との間には、源頼朝と後白河院との対立と修復過程が存在していた。後白河院が奥州征討に反対していたため、頼朝は、その側近であった東寺二長者勝賢に調伏祈禱を依頼することを控えた。

後白河院の乳母子であった勝賢は、木曾義仲や源義経から後白河を護持するため如意宝珠法を勤仕した。この修法については、義仲調伏説と義経調伏説とが対立していたが、諸史料を検討することによって、双方の降伏を行っていたことを明らかにした。1194年、源頼朝は勝賢を京都から招いて永福寺薬師堂供養を行わせるとともに、勝賢に鎌倉幕府の護持祈禱を依頼した。これにより勝賢一門は、鎌倉時代の末まで幕府祈禱に従事した。また、京都の六条八幡宮別当季巖は勝賢の弟子となって醍醐寺蓮蔵院を譲られた。こうして蓮蔵院は、京都における幕府祈禱の中心の一つとなった。

(4) 論文「鎌倉真言派の成立 - 文覚・性我・走湯山 - 」では、以下の事実を明らかにした。

源頼朝と拳兵の夢を語り合った文覚は、頼朝と後白河院との間を仲介して寿永二年十月宣旨の実現に貢献した。また、内乱後は京都の顕密寺院を修造することで、源頼朝の政策を背後から支えた。源頼朝は恵眼房性我を勝長寿院と永福寺の別当に任じたが、性我は文覚の代理に過ぎず、両寺の初代別当は文覚と考えるべきである。文覚と性我は本主的別当と遷替的別当の関係にあったが、両寺別当に対する文覚の本主権は、1199年の三左衛門事件に文覚が連座したことで消滅した。

1191年に性我は仁和寺御室から伝法灌頂をうけたが、これは將軍護持僧の整備の一環であった。そのため、この伝法灌頂は師弟関係の枠を越え、鎌倉幕府の主導で実施され、朝廷がそれに協力した。性我は將軍護持僧であり、勝長寿院・永福寺の別当であったが、実際には鎌倉における性我の活動は想像以上に希薄である。東寺・神護寺修造事業で文覚を補佐すべく、鎌倉を不在にすることが多かったのがその原因である。建久年間における源頼朝の最大の課題は、戦時体制下で獲得した守護・地頭の権能を平時に定着させることであった。鎌倉幕府の有用性を朝廷に納得させるため、頼朝は文覚・性我に、鎌倉での活動よりも東寺修造事業を優先させた。そして性我は、興然の協力を得ながら東寺講堂の仏像修復を主導した。

伊豆走湯山は延暦寺の末寺であったが、源頼朝の拳兵に協力したため、幕府の直轄寺院となって延暦寺の支配から脱した。そして鎌倉時代の走湯山は関東御公事で造営された。走湯山は幕府成立期に鶴岡八幡宮や幕府祈禱体制を整備・構築する上で大きな役割を果たした。しかし、鎌倉の御願寺体制が整ってくると、走湯山の僧侶が鎌倉の仏事に招かれることが激減した。鎌倉時代前中期の走湯山には別当が置かれず、住僧一和尚を貫首としていたが、鎌倉後期になると、北条得宗が走湯山別当を新設してその任命権を掌握した。

源頼朝は拳兵に協力した覚淵に走湯山密蔵院を開創させた。独自財源を有した密蔵院は、走湯山とは別組織として運営され、鎌倉中期より足利氏出身の僧侶によって相承された。鎌倉幕府の滅亡に際しては、北条得宗の拠点となった走湯山と、足利氏の拠点であった密蔵院が対立したが、室町時代には密蔵院が走湯山全山を支配するようになった。

(5) 論文「大伝法院座主職と高野紛争」では、平安末～鎌倉中期の大伝法院座主を検討し、鎌倉真言派に関わって次の事実を明らかにした。九代座主行位は八条院の力を頼って大伝法院座主に就任した。それに対し、八代座主定尋は道巖・長巖・後鳥羽院と結ぶことで、大伝法院の支配権を奪還した。承久の乱後、幕府僧のトップである定豪は幕府の権勢をバックに、仁和寺御室に迫って大伝法院座主への就任を認めさせた。1242年に大伝法院が焼亡すると、朝廷は鶴岡八幡宮別当定親に大伝法院座主職の門跡相承を認め、幕府主導による再建を図った。ところが、1247年の宝治合戦で定親が失脚すると門跡相承は反故となり、幕府は大伝法院への関与を控えるようになった。

(6) 拙著『鎌倉仏教と専修念仏』の新稿論文で、以下の論点を提示した。顕密体制は中世国家の構造的変化によって変容するものであり、鎌倉幕府の登場が中世の仏教体制に与えた影響を具体的に解明すべきだ。幕府は東国に戒壇を新設しておらず、東国仏教界は顕密僧を独自に再生産することが不可能だった。また、寺門派は鎌倉時代を通じて、鎌倉をはじめとする地方での伝法灌頂を認めなかった。それゆえ、東国仏教の自立論は歴史の実態に反している。

(7) 論文「熱田大宮司家の寛伝僧都と源頼朝 - 瀧山寺・日光山・高野大鐘 - 」では、以下の事実を明らかにした。源頼朝は日光山をめぐる武士団の対立を解消させるため、1182年、母方

一族（熱田大宮司家）の三河瀧山寺寛伝を日光山別当に招へいした。熱田大宮司家はその前年に、源行家と結んで挙兵したが、墨俣合戦で大敗し、瀧山寺も大きな被害を出していた。そのため、寛伝は頼朝の招へいに応じて日光を統治した。内乱期の熱田大宮司家は平家方と、源行家方と、源頼朝方に三分されていたが、寛伝は頼朝方の中心人物であった。1185年に平家が滅ぶと頼朝は寛伝の帰郷を認め、熱田大宮司家の拠点である三河国額田郡を寛伝に安堵した。寛伝は、宋本一切経を将来して経蔵を造営するなど、瀧山寺の再建に取り組んだ。承久の乱後、額田郡地頭となった足利義氏は、1234年に鑿阿寺の本格的な整備に着手し、大勧進大歌了心に命じて、瀧山寺の一切経と経蔵を鑿阿寺に移させた。

寛伝は1196年に空海御願の大鐘を三河で鑄造し、頼朝の支援をうけて7ヶ月をかけて高野山に運んだ。この時は折しも、西国の守護御家人体制が整備されようとしていた時期と重なった。平和の象徴である高野大鐘を御家人たちに搬送させることは、西国の守護体制の構築に寄与した。寛伝と頼朝との交誼関係は寛伝の帰郷後も続いており、それが頼朝の菩提を弔う惣持禅院の造立と、頼朝の鬢髪・落齒を奉納した聖観音像の造立につながった。

(8) 論文「鎌倉真言派と松殿法印 - 良基と静尊 - 」では、特に分析のむずかしい人物を選んで検討した。松殿法印良基は鎌倉中期の鎌倉真言派を代表する験者であり、將軍宗尊の妻室と密通して宗尊親王の失脚を招いた人物であるが、活動時期が余りにも長く、その経歴が不審であった。そこで「松殿法印」について検討し、以下の事実を明らかにした。「松殿法印」には静尊と良基の二人がいたが、先行研究は静尊の存在に気づかず、すべて良基と考えてきた。1210年に法隆寺別当を解任された兼寛は、師と別れて静尊と改名し、北条政子の帰依をうけて1250年まで鎌倉で活動した。良基は1247年より鎌倉真言派の中核となって活躍したが、1266年に宗尊親王室との密通が発覚して失脚した。良基は1294年より鎌倉で活動を再開するが、やがて謀反に加担して流罪となった。

(9) 『訳注日本史料 寺院法』では、鎌倉幕府の寺社関係法令を検討した。そして、鎌倉幕府が1242年に諸堂別当職の師資相承を禁じた背景に、京都からの顕密高僧の大量下向と人材の入れ替えがあった、鎌倉幕府は、鎌倉の僧侶と御家人については、官位昇進を朝廷に吹挙する権限を独占して、実質的な人事権を掌握しようとした、と論じた。

(10) 『大系真宗史料 文書記録編 1 親鸞と吉水教団』では、鎌倉時代の専修念仏に関する史料を集大成した。またその解説では、北条泰時の時代に幕府が朝廷と協力して専修念仏の弾圧を行い、これ以降、幕府が専修念仏への弾圧を主導したことを指摘した。

(11) 論文「日本中世における在俗出家について」では、以下の事実を明らかにした。鎌倉將軍や得宗の出家・死に殉じて出家することが御家人の間で盛行していた。鎌倉幕府では在俗出家が評定衆や守護・奉行人などに就任していたが、幕府は執権・連署・探題については在俗出家の就任を認めなかった。後者は北条氏が独占していたポストであり、在俗出家の就任を認めないことで、他の幕府ポストとの差別化・権威化を図ろうとしたと考えられる。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計9件)

- 平雅行、「鎌倉幕府の東国仏教政策」、京都学園大学総合研究所所報、査読無、20号、2019、pp60-69、DOI: 10.20558/00001317
- 平雅行、「日本の中世社会と顕密仏教」、歴史科学、査読無、236号、2019、pp2-17
- 平雅行、「源頼朝と京都の真言高僧 - 俊証・覚成・勝賢 - 」、京都学園大学人間文化研究、査読無、41号、2019、pp35-71、DOI: 10.20558/00001273
- 平雅行、「鎌倉真言派の成立 - 文覚・性我・走湯山 - 」、京都学園大学人間文化研究、査読無、40号、2018、pp37-91、DOI: 10.20558/00001249
- 平雅行、「大伝法院座主職と高野紛争 - 理想主義の挫折 - 」、『歴史のなかの根来寺』、勉誠出版、査読無、2017、pp73-119
- 平雅行、「熱田大宮司家の寛伝僧都と源頼朝 - 瀧山寺・日光山・高野大鐘 - 」、京都学園大学人間文化研究、査読無、38号、2017、pp1-46、<http://streaming.kyotogakuen.ac.jp>
- 平雅行、「顕密体制論と私」、史敏、査読無、14号、2016、pp2-30
- 平雅行、「鎌倉真言派と松殿法印 - 良基と静尊 - 」、京都学園大学人間文化研究、査読無、35号、2015、pp1-29、<http://id.nii.ac.jp/1455/00001136/>
- 平雅行、「日本中世における在俗出家について」、大阪大学大学院文学研究科紀要、査読無、55号、2015、pp1-71、DOI: /10.18910/55449

### 〔学会発表〕(計3件)

- 平雅行、「鎌倉新仏教史観と顕密体制論 - 浄土教史の再構築をめざして - 」、大阪歴史科協議会例会、2018年5月13日、クレオ大阪西

平雅行、「浄土教における顕密仏教と専修念仏 - 浄土教史の再構築をめざして - 」、龍谷大学アジア仏教文化研究センター2017年度第1回国内シンポジウム基調講演、2017年10月9日、龍谷大学大宮学舎清和館

平雅行、「改めて問う、顕密体制論とは何であるのか?」、仏教史学会5月例会、2016年5月21日、大谷大学博綜館

〔図書〕(計 10 件)

平雅行、『法然』、山川出版社、2018、87

平雅行 他、『日本史B』、実教出版株式会社、2018、383(pp68-72、81-83、100-107、124-131)

平雅行、『鎌倉仏教と専修念仏』、法蔵館、2017、519

平雅行 他、『戦後歴史学と日本仏教』、法蔵館、2016、381(pp77-99)

平雅行 他、『訳注日本史料 寺院法』、集英社、2015、1311(pp54-171、450-591、869-923、1048-1122)

平雅行、『拾芥雑録』、私家版、2015、138

平雅行、『大系真宗史料 文書記録編1 親鸞と吉水教団』、法蔵館、2015、386

平雅行 他、『治承～文治の内乱と鎌倉幕府の成立』、清文堂、2014、436(pp355-379)

平雅行 他、『公武権力の変容と仏教界』、清文堂、2014、392(pp3-11、309-323)

平雅行 他、『仏教的伝統と人間の生』、法蔵館、2014、599(pp141-159)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。